

## 第17回 不法行為：賠償されるべき損害

2006/12/5

松岡 久和

### 【賠償されるべき損害の範囲】

**Q17-01** プロ・サッカー選手Xは、たわいないできごとがきっかけとなって繁華街でY<sub>1</sub>と口論になり、Y<sub>1</sub>に殴られて頭に全治3か月の大けがを負った。Xは救急車でY<sub>2</sub>病院に運ばれ、直ちに手術を受け、命をとりとめた。しかし、2週間後、Y<sub>2</sub>病院で院内感染症にかかってしまい、退院予定がさらに3か月延びた。さらに不運が重なり、退院が間近となった時期に病院で放火騒ぎがあり、Xは、避難の際に非常階段で転倒して足を複雑骨折してしまった。最初の受傷と院内感染症だけであれば、今シーズンを棒に振っただけですんだはずであったが、足の骨折によってXは、日常生活にも支障が出る状態で症状が固定し、サッカー選手を続けられなくなった。Y<sub>2</sub>病院は、火事の被害が大きく、倒産するに至った。

XはY<sub>1</sub>にどれだけの損害の賠償を求めることができるか。

この部分は、前回のレジュメの整理図を使います。

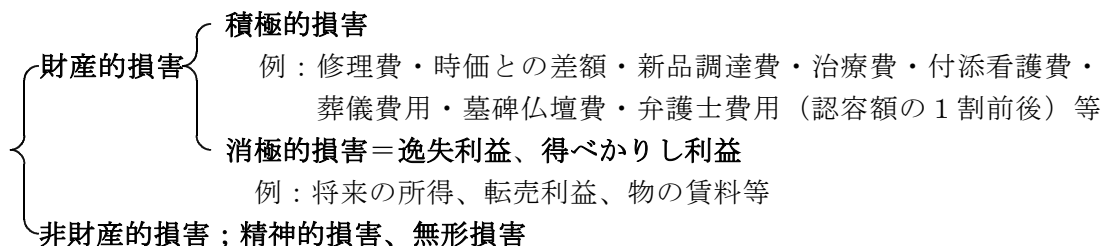
### 【損害の算定】

#### 1 損害の捉え方と損害評価

**Q17-02** プロ・サッカー選手Xは、喧嘩でYに足を折られたため、サッカー選手を続けられそうになくなった。絶望の淵に立たされたXは、国内での治療に飽きたらず、渡米して高名なスポーツ専門医にも治療を受け、その渡航・滞在・治療に500万円を要したが効果がなかった。また、Xは、契約間近であったTVのCMの話が取りやめになったため、1000万円のギャラを失ったのみならず、近い将来、ヨーロッパのサッカーチームに移籍して、最低でも2億円の年俸を得られたはずだという。Yは、Xの請求どおり損害を賠償しなければならないか。

#### (1) 判例・通説：差額説と項目別・個別的積算方式（損害金銭説・具体的損害説）

- ・理念的図式としての差額説
- ・具体的損害項目



- ・判例 相当因果関係の有無で判断

124 (留学子女帰国旅費事件)、122 (富喜丸事件—船体価格と傭船料)、123=百86 (東京出店妨害事件—営業利益)、125 (8歳児2人乗り事件—「控えめな算出方法」)、127 (7歳女兒・初婚年齢後平均賃金算定判決)、128=百87 (労働能力2%喪失事件)、129 (負傷高校生第2死亡事故死事件—死後の逸失利益。類:百88)、130 (要介護被害者癌死亡事件—死後の介護費用)、138 (62歳退職者—未確定遺族年金不控除判決—年金等)、百89 (不法在留外国人の逸失利益)

- ・問題点:①フィクション性(非稼働者の逸失利益でとくに顕著)、②立証困難、③損害填補理念と不公平な現実の固定

**判例** 最決平成13年9月11日交通民集34巻5号1171頁(男女別平均賃金センサス利用の合憲性)

- ・積極損害—不可避性ないし必要性、消極損害—確実性とする説(前田・四宮など)

## (2) 損害事実説(人身損害の場合の死傷損害説や労働(稼働)能力喪失説)

- ・実際の金銭的出捐や喪失の有無にこだわらない。金銭的評価を裁判官の裁量的認定に委ねる平井の見解には、批判も多い。

## (3) 定額賠償論(西原)・包括一律請求

- ・死傷自体が非財産的損害→「相場」による定額賠償
- ・集団訴訟戦術としての慰謝料請求への一本化 **判例** 131(大阪空港騒音公害事件)

## (4) 立証の困難への対処(民訴248条)

## 2 財産的損害賠償算定の基準時

### (1) 判例:相当因果関係説の応用

- ・122(富喜丸事件)物損は不法行為時原則。中間最高価格は特別損害  
最判昭37年11月16日民集16巻11号2280頁:土地二重売買の債務不履行で価格騰貴の事情を知り得たとして騰貴した口頭弁論終結時を基準とする  
人損については「時価」がないので口頭弁論終結時。

### (2) 学説:多元説:相当因果関係によらず、多様な基準時を認める見解が有力

## 3 非財産的損害に対する慰謝料

### (1) 慰謝料の意義と機能

- ・精神的・肉体的苦痛の慰撫
- ・無形損害の賠償
- ・賠償額の補完・調整
- ・制裁的機能

### (2) 慰謝料認定の特質

- ・証拠によらない裁判官の裁量認定
- ・財産的損害と通算した請求総額の範囲内なら請求額以上の慰謝料認容も可能